特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっと 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっとという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市稲毛区園生町1107番7に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福祉・生活に関するさまざまな支援事業を行い、だれもが自分らしく安心して暮らせ る地域協同社会づくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (5) 子どもの健全育成を図る活動
 - (6) 消費者の保護を図る活動
 - (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。
 - (1) 相談·生活支援事業
 - (2) 地域生活支援・権利擁護に関する事業および成年後見等の受任並びに利用と養成に関する事業
 - (3)調查研究事業
 - (4) 福祉サービスに関する評価調査事業
 - (5)被災地支援事業
 - (6) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
 - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。 以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で議決権を有する。
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この事業を支援するために入会した個人又は団体。

(入会)

- 第7条 会員は、この法人の目的に賛同し、本定款を遵守する者とする。
- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、

理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。
 - (1) 退会の申し出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 年度内に会費を納入しなかったとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会の意思を示すことによって、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。 この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に反する行為をしたとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返環)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 10人以上25人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち理事長、副理事長、専務理事、常務理事を置く。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事および常務理事は、理事長、副理事長を補佐し、この法人の日常業務の執行を統括する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は、財産に関し不正の行為又は、法令若しくは 定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は、所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会 の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 16 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。 ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結 するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでには、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。 この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散
 - (3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務および報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄(総会で別に定める額を超えないもの、又は借入日の属する事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)
- (9) 会員の除名
- (10) 資産の管理
- (11) 残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 通常総会は、毎事業年度終了後90日以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって 招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、前条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなればならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が 選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしく は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、その 議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3)総会の決議があったものとみなされた日
- (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成し、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(権能)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 現理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって 招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法を もって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長または理事長が指名したものがこれにあたる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が理事会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしく は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、この法人と理事の関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事 の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。 (会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、 予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、あらたに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正を することができる。

(事業報告及び決算)

- 第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年 度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、総会において別に定める価額の借入金の借り入れその他新たな義 務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし 借入日の属する事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除く。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

- 第51条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を 得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、 所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 事務局の業務は、専務理事が統括をする。
- 4 職員は、理事長が任免する。

第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

 理事長
 佐々部憲子
 理事
 柴田範子
 理事
 庄村秀泰

 副理事長
 服部万里子
 理事
 鈴木芳雄
 理事
 渡邉加奈

 専務理事
 津田祐子
 理事
 羽佐田清明
 理事
 松井千佳

 理事
 池田
 徹
 理事
 佐々木貞子
 監事
 東畠弘子

 理事
 小嶋章吾
 理事
 杉本美千代
 監事
 庄
 妙子

理事 新保ちい子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から、2010 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2009 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年額1口 2,400円

- (2) 一般会員 団体/年額1口 3,000円 個人/年額1口 2,400円
- (3) 賛助会員 団体/年額1口 10,000円 個人/年額1口 5,000円

附則

- 1 この法人は、2011年6月18日より主たる事務所を千葉県千葉市稲毛区園生町1107番7に置く。
- 2 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係わる事業を2011年9月28日付千葉県 の認証を受け追加する。
 - (2) 地域生活支援・権利擁護に関する事業および成年後見等の受任並びに利用と養成に関する事業
- 3 この法人は、2014年9月24日付千葉市の認証を受け会員の種別とこの法人の会費を下記のとおり変更する。

正 会 員:年額1口 2,400円

 賛助会員:団体/年額1口
 10,000円
 個人/年額1口
 2,400円

- 4 この法人は、2014年9月24日付千葉市の認証を受け役員に常務理事を設置する。
- 5 この法人は、2016 年 8 月 9 日付千葉市の認証をもって、会員の資格の喪失、退会、役員の種類及び定数、任期 等、権能を変更する。

附則

この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係わる事業を2017年9月11日付千葉市の認証を受け追加する。

- (5)被災地支援事業
- (6) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

附則

この法人は、第3条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係わる事業を2018年7月24日付千葉市の認証を受け訂正する。

- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

附則

この法人は、下記の通り会員の会費を変更し、2020年1月1日付で運用を開始する。

正会員:年額1口 3,000円

賛助会員:団体/年額1口 10,000円

個人 A/年額 1 口 3,000 円 個人 B/年額 1 口 2,400 円

※個人 B に関しては 2019 年 12 月 31 日までの加入者に限る。

この定款は当団体の現行定款に相違ありません。

千葉県千葉市稲毛区園生町 1107 番 7 特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっと

理事長 飯島 晃子